

平成 23 年度 第 25 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 12 月 10 日（土）0 時 50 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

### ○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。夜分遅くになりまして、大変申し訳ございません。

本日は、平成 24 年度税制改正に関し、調整が残されておりました車体課税、原料用途免税、地球温暖化対策のための税の取りまとめ案について御審議をいただきます。

なお、先に、社会保障・税一体改革に関して、本日各省庁からの御意見を聞く会合を開催したいと申し上げておりましたけれども、日程の都合上、来週に回したいと考えております。

（カメラ退室）

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、審議に入ります。

これまでの調整を踏まえ、御手元に車体課税、原料用途免税、地球温暖化対策のための税の取りまとめ案について、4 つの資料をお配りいたしております。資料のポイントについて簡潔に御説明させていただきます。

まず、車体課税についてですが、「車体課税の見直しについて」というタイトルの 4 枚のペーパーを御覧ください。具体的には 4 点ございます。

1 つ目、自動車重量税の当分の間税率の見直しとして、燃費基準達成車は全て本則税率化する等の見直しを行うことにより、自動車重量税の当分の間税率について、1,500 億円規模の負担軽減を実施いたします。

2 点目、また、自動車重量税、自動車取得税のエコカー減税については、燃費基準を切り替えた上、3 年間継続することとし、自動車重量税については、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充することといたします。

3 点目、更に、第 4 次補正予算において、3,000 億円規模のエコカー補助金を創設いたします。

4 点目、加えて、自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行うことといたします。

また、原料用途免税については、「原料用石油製品等に係る免税・還付措置について」というタイトルの 1 枚紙を御覧ください。

このペーパーにまとめているとおり、石油石炭税の免税・還付措置については、期

限の定めを無くし、当分の間の措置とするとともに、揮発油税等の免税措置も含めて、本則化について引き続き検討することといたします。

また、地球温暖化対策のための税については、「とりまとめ案（国税）」というタイトルの資料の9ページを御覧ください。

具体的には、平成23年度税制改正で取りまとめた内容の石油石炭税の上乗せ措置を講ずることとし、平成24年10月1日から施行することといたします。

詳細につきましては、要望項目等に関する最終整理案に整理しておりますので、御参照ください。

これらの内容は、会長・会長代行が総理とも御相談しつつ取りまとめました最終案であり、この内容で御了解いただきたいと思います。

どうしても御発言したいという方があれば、どうぞ。この後の日程がタイトになっておりますので、発言は簡潔にお願いいたします。

亀井会長、どうぞ。

#### ○亀井国民新党政調会長

今、初めてこの調整内容について国民新党は目にしましたので、発言をさせていただきます。

もともと、車体課税が減収になる分の見合いの財源を確実にしてくださいということをお願いしておりました。この減収分の見合い財源は何になるのでしょうか。質問いたします。

#### ○五十嵐財務副大臣

私の方からお答えをいたしますけれども、エコカー減税の燃費基準を切り替えます。それによって出てくる財源がございます。

それから、その他にも、今、精査中がございますけれども、税込全体としての中立を、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴーになるようにこれはいたしますということでございます。

どうぞ。

#### ○亀井国民新党政調会長

国民新党としましては、1つだけ確認をさせていただきたいといえますか、条件があります。

これは景気対策としてされるわけですから、車体課税の減収分を消費税には求めないということをお大綱に書き込んでいただきたいと思います。消費税はあくまでも社会保障目的であって、この車体課税の減収分を消費税の方に付けるということはないということをお確実にしてください。それを書き込むことはできますでしょうか。

#### ○安住財務大臣

それを書き込むことは無理ですけれども、基本的には税と社会保障はそういう方向でやりますので、それは御懸念なくやらさせていただきます。

書き込むことは無理です。税制大綱にはそういう文章はなじみませんので、そういうことは書き込みませんが、それを消費税で穴埋めするなどということは一切ありません。

○五十嵐財務副大臣

1つ申し上げますけれども、消費税についてはこれを全く念頭に置いておりません。この分をこれでやるということは、要するに経済産業省の世界の中でやらせていただくということでございます。

○安住財務大臣

私が保証します。

○五十嵐財務副大臣

もう一つは、地方には迷惑はかけません。国民新党からはそのことがありましたので、地方には迷惑をかけないということが前提でございます。

○亀井国民新党政調会長

分かりました。

○五十嵐財務副大臣

横光副大臣、どうぞ。

○横光環境副大臣

この自動車重量税の軽減を実施するということですが、今、地方には迷惑をかけないということでしたけれども、もう一つ、環境にも、いわゆる公害補償のところも対応するよという項目があったのですが、ここのところは大丈夫なのか、確認させていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

大丈夫です。

○横光環境副大臣

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

牧野副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

経済産業省の立場から一言だけ述べさせていただきたいと思います。

この間、再三にわたりまして私どもの主張をさせていただきました。その結果、こういう形になったわけではありますが、関係の皆様方には、この場をお借りいたしまして、いろんな意味で御指導いただきましたことに厚く御礼を申し上げまして、挨拶にさせてもらいたいと思います。

今後とも御指導くださいますようお願いいたします。ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

ありがとうございました。

これらの項目につきましては、お示した方向で大綱を起草したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして全体会合は終了し、これから大綱起草会合に切り替えて大綱案文の審議を行いたいと思います。

傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、大変申し訳ございませんけれども、大綱起草会合は今までどおり非公開とさせていただきます。また、記者会見は、この後、官邸で開催する予定の全体会合が終了した後に行いますが、具体的な時間については改めて御連絡させていただきます。

それでは、記者の皆さんは速やかに御退室をお願いいたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。